

## 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	総務部 職員課
監査の種類	令和4年度 行政監査（4監第97号 令和5年2月22日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和6年1月25日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
<p>4 受払額の整合について</p> <p>令和3年度中の受払いについて、本来の受払いを行うべき歳計外科目とは異なる科目で歳計外現金の受払いを行い、受払額の整合を図るための収入更正等の必要な措置を講じていないため受払額が一致しない事例や、受払額の整合を図るための措置を年度末などに一括で行っている事例、受払額に生じる差額を把握・管理していないため受払額の整合を確認することができない事例などが認められた。</p>	令和6年 1月25日
<p>5 残高の確認及び不明金の特定について</p> <p>残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消されないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。</p>	令和6年 1月25日
意見又は要望とする事項	
<p>1 所管課等における個別管理簿及びマニュアル等の整備について</p>	令和6年 1月25日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>4 受払額の整合について</p> <p>令和3年度中の受払いについて、本来の受払いを行うべき歳計外科目とは異なる科目で歳計外現金の受払いを行い、受払額の整合を図るための収入更正等の必要な措置を講じていないため受払額が一致しない事例や、受払額の整合を図るための措置を年度末などに一括で行っている事例、受払額に生じる差額を把握・管理していないため受払額の整合を確認することができない事例などが認められた。</p> <p>については、受払額が不一致となっている場合は、不一致の原因を調査し、特定された原因に応じ、受払額及び残高の一致が図られるよう必要な措置を講じることはもとより、受払額に生じる差額を把握・管理していない科目や、年度末に一括して処理しているなどの受払額の整合が適時に図られていない科目にあっては、受払状況が常時適正に把握・管理されるよう事務を見直すこと。</p>	<p><b>【給与等整理保管金 共済組合掛金・負担金（職員課分）】</b></p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>給与等から控除する共済組合掛金及び歳出予算から執行する共済組合負担金を適正な計算の下、算出し受け入れています。共済組合から発出される納入告知書との突合が行われておらず、金額に差が生じていても精査が行われていなかったため不一致が生じているものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>令和3年度から遡り平成24年度まで調査した結果、この間、△81,695,501円の受払差額が生じておりましたが、別の歳計外科目「財形貯蓄」や「共済償還金」への過誤入金41,917,412円あることが判明したことから、令和6年3月までに収入更正による受入を行い、受払の整合を図ります。</p> <p>また、別の歳計外科目「共済償還金」で受け入れるべき919,218円の過誤入金判明したことから、収入更正により払出を行い、受払の整合を図ります。</p> <p>残る差額△40,697,307円については、掛金免除対象者に係る共済組合掛金の遡及調整に伴い、翌月以降の請求額が減額調整されていたものなど、その内訳が判明したことから、整合が図られていることを確認しました。</p> <p><b>【給与等整理保管金 共済組合掛金・負担金（納付書用・職員課）】</b></p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>無給休職等で給与等から控除できなかった職員の共済組合掛金を適正な計算の下、納付書を発行し受け入れています。共済組合からの請求は給与等からの控除分と合算されており、払出の際には別の歳計外科目「共済組合掛金・負担金（職員課分）」のみから払い出していたため、不一致が生じているものです。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>[措置した内容]</p> <p>令和3年度から遡り平成24年度まで調査した結果、この間、各年度の受払額に生じていた差額については、別の歳計外科目「共済組合掛金・負担金（職員課分）」への払出が年度中に処理されず、繰越されたものであったことが判明しました。</p> <p>これにより、令和3年度末の残高63,236,030円についても内訳が判明したことから、整合を図るため、令和6年3月までに収入更正を行うこととしております。</p> <p><b>【給与等整理保管金 共済償還金】</b></p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>給与等から控除する共済償還金を受け入れていますが、毎月の受払額の整合を確認していなかったことや、払出後の残高を管理しておらず、受払額に差が生じていても精査が行われていなかったため不一致が生じているものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>令和3年度から遡り平成24年度まで調査した結果、平成28年度から令和3年度まで受払額に16,764,174円の差額が生じていました。</p> <p>差額の内訳については、16,621,572円は別の歳計外科目「共済組合掛金・負担金（職員課分）」や歳入科目「保険料被保険者負担金」で受け入れるべき過誤入金であり、整合を図るため令和6年3月までに収入更正することとしております。</p> <p>また、△919,218円については、別の歳計外科目「共済組合掛金・負担金（職員課分）」に受け入れていたことが判明したことから、整合を図るため、令和6年3月までに収入更正することとしております。</p> <p>残る1,061,820円については、平成24年度より前に生じた受払差額につき、不明金として特定せざるを得ないものと判断しました。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p><b>【給与等整理保管金 共済償還金(納付書用)】</b> 〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>無給休職等で給与等から控除できなかった職員の共済償還金を共済組合からの償還表の下、納付書を発行し受け入れており、別の歳計外科目「共済償還金」と併せて払出を行っていましたが、払出後の残高を管理しておらず、受払額に差が生じていても精査が行われていなかったため不一致が生じているものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>令和3年度から遡り平成24年度まで調査した結果、この間、各年度の受払額に生じていた差額については、別の歳計外科目「共済償還金」への払出が年度中に処理されず、繰越されたものであったことが判明しました。</p> <p>これにより、令和3年度末の残高48,720円についても、内訳が判明したことから、整合を図るため、令和6年3月までに収入更正を行うこととしております。</p> <p><b>【給与等整理保管金 財形貯蓄】</b> 〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>給与等から控除する財形貯蓄を受け入れています。毎月の受払額の整合を確認していなかったことや、払出後の残高を管理しておらず、受払額に差が生じていても精査が行われていなかったため不一致が生じているものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>令和3年度から遡り平成24年度まで調査した結果、平成25年度、平成27年度、平成28年度について受払差額が生じていました。</p> <p>差額の内訳について、平成25年度の△20,000円は、育児休業者の未納金であり、令和5年9月に未納者に対し納付依頼を行い納付されたことを確認しました。</p> <p>平成27年度の5,000円は、歳入科目に受け入れるべき過年度給与返納金を誤って受け入れていたため、令和6年3月までに収入更正を行</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>うこととしております。</p> <p>平成28年度の25,728,894円については、別の歳計外科目「共済組合掛金・負担金(職員課分)」に受け入れるべきであったことが判明したため、令和5年8月に収入更正を行い、受払額の整合を図りました。</p> <p><b>【給与等整理保管金 その他共済組合費】</b> 〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>共済組合に請求した助成金を受け入れており、受入額は適正であると確認していましたが、払出額については確認が不十分であったため、不一致が生じているものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>令和3年度から遡り平成24年度まで調査した結果、令和3年度に△120,350円の差額が生じており、その原因は、別の歳計外科目である「その他共済組合費(納付書用)」から払い出すべきところ、通常は受払が行われていない本科目から誤って払出のみが行われたためであることが判明したことから、整合を図るため令和6年3月までに収入更正を行うこととしております。</p> <p><b>【給与等整理保管金 その他共済組合費(納付書用)】</b> 〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>共済組合に請求した助成金を受け入れており、受入額は適正であると確認していましたが、「給与等整理保管金 その他共済組合費」からの払出との一体的管理ができておらず、不一致が生じているものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>令和3年度から遡り平成24年度まで調査した結果、令和3年度に120,350円の差額が生じており、その原因は、別の歳計外科目「その他共済組合費」から誤って払出を行ったこと及び払い出すべきでない相手方に対する過誤払い</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>によるものであることが判明しました。</p> <p>過誤払い分につきましては、令和5年7月に相手方から返還されたことを確認しました。</p> <p>また、整合を図るために令和6年3月までに収入更正を行うこととしております。</p> <p><b>【給与等整理保管金 社会保険料】</b> 〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>給与等から控除する社会保険料個人負担分及び歳出予算から執行する社会保険料事業主負担分を適正な計算の下、算出し受け入れています。日本年金機構から発出される納入告知書との突合が行われておらず、金額に差が生じていても精査が行われていなかったため不一致が生じているものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>令和3年度から遡り平成24年度まで調査した結果、この間、△350,551円の受払差額が生じておりましたが、1,208,098円が別の歳計外科目「社会保険料（教育委員会分）」への過払分、533,482円が別の歳計外科目「雇用保険料」への過誤入金であったことが判明したことから、令和6年3月までに戻入や収入更正により受払の整合を図ります。</p> <p>収入更正等により、差額は1,391,029円となりますが、払出が年度中に行われず繰り越された金額であることなど、その内訳が判明したことから、整合が図られていたことを確認しました。</p> <p><b>【その他保管金 地方公務員災害補償基金】</b> 〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>年度ごとの負担金を管理したExcelファイルは作成されているものの、受払額の整合を確認していなかったことや、払出後の残高を管理しておらず、受払額に差が生じていても精査が行われていなかったため不一致が生じているものです。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>[措置した内容]</p> <p>令和3年度から遡り平成24年度まで調査した結果、平成25年度、平成28年度について受払差額が生じていました。</p> <p>差額の内訳について、平成25年度の592,638円は、水道事業会計及び病院事業会計に対する確定負担金差額の還付処理が未済であったものでした。</p> <p>平成28年度の△1円は、病院事業会計からの概算負担金5,360,105円の受入時に端数調整を誤り5,360,104円で受け入れていたことによるものでした。</p> <p>受払の整合を図るため、令和6年3月までに水道事業会計に124,153円、病院事業会計には468,485円から1円を減額調整した468,484円を払い出し、受払の整合を図ります。</p> <p><b>【その他保管金 地方公務員災害補償基金(納付書用)】</b></p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>企業会計に請求した負担金を受け入れており、受入額は適正であると確認していましたが、別の歳計外科目「地方公務員災害補償基金」からの払出との一体的管理ができておらず、不一致が生じているものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>令和3年度から遡り平成24年度まで調査した結果、受払額に差額が生じていた平成30年度、令和元年度、令和3年度については、別の歳計外科目「地方公務員災害補償基金」への払出が年度中に行われず繰越されたものでした。</p> <p>調査の結果、平成30年度及び令和元年度については、令和2年度に559,934円を一括して収入更正しており、また、令和3年度については11,684,770円を令和4年度に収入更正し、受払額の不一致を解消し、整合が図られていることを確認しました。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>5 残高の確認及び不明金の特定について</p> <p>個別調査を行った歳計外科目において、一部では残高内訳の判明した事例が見受けられたが、多くは残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消されないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。</p> <p>このため、早急に未収及び未払の有無や不一致の原因を調査・究明し、特定された原因に応じ、残高とその内訳が一致するよう必要な措置を講じること。</p> <p>また、未収及び未払の有無の確認や不一致の原因究明が困難な場合には、不明金を特定した上で、不明金の受払いに係る消滅時効等を踏まえ、関係者及び庁内関係部署と十分な協議を行い、必要な対応を講じること。</p>	<p>今回の是正改善事項を受けて、当課においては令和3年度から遡り平成24年度までの受払状況の調査をしましたが、令和4年度以降の受払状況についても合わせて調査を実施し、各歳計外科目について受払が整合することを改めて確認しました。</p> <p>しかしながら、もとより受払額の整合確認や納付書用科目からの収入更正が適時に行われておらず、年度中の受払管理事務が適切に行われていなかったことから、改めて月次、年次で行う事務の内容整理を行い、事務手順及び実施時期の統一化を図るなど、受払状況が常時適正に把握及び管理されるよう、事務の見直しを行いました。</p> <p>【給与等整理保管金 共済組合掛金・負担金（職員課分）】</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>長期間にわたり受払額や過年度残高の内訳を管理しておらず、また、別の歳計外科目「共済組合掛金・負担金（納付書用・職員課）」との一体的な管理や事務処理が行われていなかったためです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>令和4年3月末の残高△144,931,531円のうち、調査の結果、△63,236,030円は、別の歳計外科目「共済組合掛金・負担金（納付書用・職員課）」からの収入更正未済によるものであること、△41,917,412円は、別の歳計外科目「共済償還金」や「財形貯蓄」への過誤入金であることが判明したことから、令和6年3月までに収入更正を行うこととします。</p> <p>また、別の歳計外科目「共済償還金」に受け入れるべき919,218円の過誤入金が判明したことから、収入更正により払出を行います。</p> <p>残る差額△40,697,307円については、掛金免除対象者に係る共済組合掛金の遡及調整に伴</p>



是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>い、翌月以降の請求額が減額調整されていたものなど、その内訳を特定していることから、不明金は生じていないことを確認しました。</p> <p><b>【給与等整理保管金 共済組合掛金・負担金（納付書用・職員課）】</b>  〔指摘事項が発生した原因〕  別の歳計外科目「共済組合掛金・負担金（職員課）」との一体的な管理や事務処理が行われていなかったためです。</p> <p>〔措置した内容〕  令和4年3月末の残高63,236,030円については、調査の結果、別の歳計外科目「共済組合掛金・負担金（職員課分）」への払出処理が未済になっていたことが判明したため、令和6年3月までに収入更正を行うこととしており、不明金は生じていないことを確認しました。</p> <p><b>【給与等整理保管金 共済償還金】</b>  〔指摘事項が発生した原因〕  長期間にわたり受払額や過年度残高の内訳を管理しておらず、また、別の歳計外科目「共済償還金（納付書用・職員課）」との一体的な管理や事務処理が行われていなかったためです。</p> <p>〔措置した内容〕  調査の結果、平成24年度より前から残存していた残高1,061,820円については、財務会計システムでの確認可能期間の遡及限度を超えており、また、関係書類も保存年限経過により保管されておらず、内訳が判明しなかったことから、不明金として特定せざるを得ず、庁内関係部署との協議及び顧問弁護士との相談の上、歳計外現金から一般会計の歳入科目に繰入れすることを令和6年1月10日付で決定しました。繰入れは令和6年3月までに公金振替により行います。</p> <p>なお、顧問弁護士からは、可能な限りの調査</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>を行った結果、内訳不明であるため不明金と整理することは妥当であり、歳入に繰入れすることは問題ないとの見解が示されております。</p> <p><b>【給与等整理保管金 共済償還金(納付書用)】</b> 〔指摘事項が発生した原因〕 別の歳計外科目「共済償還金」との一体的な管理や事務処理が行われていなかったためです。</p> <p>〔措置した内容〕 令和4年3月末の残高48,720円については、調査の結果、別の歳計外科目「共済償還金」への払出処理が未済になっていたことが判明したため、令和6年3月までに収入更正を行うこととしており、不明金は生じていないことを確認しました。</p> <p><b>【給与等整理保管金 財形貯蓄】</b> 〔指摘事項が発生した原因〕 長期間にわたり受払額や過年度残高の内訳を管理していなかったためです。</p> <p>〔措置した内容〕 平成29年度からの残高25,901,894円のうち、25,728,894円は別の歳計外科目「共済組合掛金・負担金(職員課分)」に受け入れるべき過誤入金であったことが判明したため、令和5年8月に収入更正を行い、残高は173,000円になりました。</p> <p>また、平成25年度未納者分20,000円の納付により残高は193,000円となりましたが、このうち、5,000円は平成27年度に生じた過年度給与返納金の過誤入金であることから、不明残高は188,000円となりました。</p> <p>この残高については、調査の結果、平成24年度より前から残存していたものであり、財務会計システムでの確認可能期間の遡及限度を超えており、また、関係書類も保存年限経過により保管されておらず、内訳が判明しなかったこ</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>とから、不明金として特定せざるを得ず、庁内関係部署との協議及び顧問弁護士との相談の上、歳計外現金から一般会計の歳入科目に繰入れすることを令和6年1月10日付で決定しました。繰入れは令和6年3月までに公金振替により行います。</p> <p>なお、顧問弁護士からは、可能な限りの調査を行った結果、内訳不明であるため不明金と整理することは妥当であり、歳入に繰入れすることは問題ないとの見解が示されております。</p> <p><b>【給与等整理保管金 その他共済組合費】</b> 〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>長期間にわたり受払額や過年度残高の内訳を管理しておらず、また、別の歳計外科目「その他共済組合費（納付書用）」との一体的な管理や事務処理が行われていなかったためです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>令和4年3月末残高△115,319円について、別の歳計外科目「その他共済組合費（納付書用）」から120,350円を収入更正により受け入れることにより残高は5,031円となりました。</p> <p>この残高については、調査の結果、平成24年度より前から残存していたものであり、財務会計システムでの確認可能期間の遡及限度を超えており、また、関係書類も保存年限経過により保管されておらず、内訳が判明しなかったことから、不明金として特定せざるを得ず、庁内関係部署との協議及び顧問弁護士との相談の上、歳計外現金から一般会計の歳入科目に繰入れすることを令和6年1月10日付で決定しました。繰入れは令和6年3月までに公金振替により行います。</p> <p>なお、顧問弁護士からは、可能な限りの調査を行った結果、内訳不明であるため不明金と整理することは妥当であり、歳入に繰入れすることは問題ないとの見解が示されております。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p><b>【給与等整理保管金 その他共済組合費(納付書用)】</b></p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>別の歳計外科目「その他共済組合費」との一体的な管理や繰越額を含む過年度残高の内訳を管理していなかったためです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>令和4年3月末残高486,100円について、調査の結果、翌年度4月の払出額93,250円を差引いた残高は392,850円となり、別の歳計外科目「その他共済組合費」への120,350円の収入更正及び過誤払いの相手方からの2,050円の返還により、残高は274,550円となりました。</p> <p>この残高については、調査の結果、平成24年度より前から残存していたものであり、財務会計システムでの確認可能期間の遡及限度を超えており、また、関係書類も保存年限経過により保管されておらず、内訳が判明しなかったことから、不明金として特定せざるを得ず、庁内関係部署との協議及び顧問弁護士との相談の上、歳計外現金から一般会計の歳入科目に繰入れすることを令和6年1月10日付で決定しました。繰入れは令和6年3月までに公金振替により行います。</p> <p>なお、顧問弁護士からは、可能な限りの調査を行った結果、内訳不明であるため不明金と整理することは妥当であり、歳入に繰入れすることは問題ないとの見解が示されております。</p> <p><b>【給与等整理保管金 社会保険料】</b></p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>毎月の社会保険料の内訳を示したExcelファイルは整備していたものの、長期間にわたり受払額や繰越額を含む過年度残高の内訳を管理していなかったためです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>令和4年3月末の残高△350,551円のうち、1,208,098円は、別の歳計外科目「社会保険料</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>(教育委員会分)」への過払によるものであること、533,482円は別の歳計外科目「雇用保険料」への過誤入金であることが判明したことから、令和6年3月までに戻入や収入更正を行うこととします。</p> <p>収入更正等を行った結果、残高は1,391,029円となり、払出が年度中に行われず繰り越された金額であることなど、その内訳を特定していることから、不明金は生じていないことを確認しました。</p> <p><b>【給与等整理保管金 雇用保険料】</b> 〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>年間の雇用保険料の内訳を示したExcelファイルは整備していたものの、受払額や繰越額を含む過年度残高の内訳を管理していなかったためです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>令和4年3月末の残高52,206円について、調査の結果、別の歳計外科目「雇用保険料(納付書用)」から本来受け入れるべき726,755円の収入更正を行うことにより、残高は778,961円となりますが、このうち、8,445円は次年度に払い出すことが確定している繰越額であり、533,482円は別の歳計外科目「社会保険料」に受け入れるべき過誤入金であったため、令和6年3月までに収入更正を行うこととします。</p> <p>残る237,034円については、調査の結果、平成24年度より前から残存していたものであり、財務会計システムでの確認可能期間の遡及限度を超えており、また、関係書類も保存年限経過により保管されておらず、内訳が判明しなかったことから、不明金として特定せざるを得ず、庁内関係部署との協議及び顧問弁護士との相談の上、歳計外現金から一般会計の歳入科目に繰入れすることを令和6年1月10日付で決定しました。繰入れは令和6年3月までに公金振替により行います。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>なお、顧問弁護士からは、可能な限りの調査を行った結果、内訳不明であるため不明金と整理することは妥当であり、歳入に繰入れすることは問題ないとの見解が示されております。</p> <p><b>【給与等整理保管金 雇用保険料(納付書用)】</b> 〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>企業会計に請求した雇用保険料を受け入れており、受入額は適正であると確認していましたが、別の歳計外科目「雇用保険料」からの払出との一体的な管理や事務処理が行われていなかったためです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>令和4年3月末の残高749,447円について、調査の結果、726,755円については、別の歳計外科目「雇用保険料」への払出が年度中に行われず繰越されたものであることが判明したため、令和6年3月までに収入更正を行います。</p> <p>残る22,692円については、歳入科目「保険料被保険者負担金」に受け入れるべき過誤入金であることが判明したため、令和6年3月までに収入更正を行います。</p> <p>これにより、内訳が特定できたことから、不明金は生じていないことを確認しました。</p> <p><b>【その他保管金 地方公務員災害補償基金】</b> 〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>負担金を管理するExcelファイルにより年度ごとの受払は適正であると確認していましたが、過年度の残高内訳までは管理しておらず、未整理のまま繰り越されていたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>令和4年3月末の残高のうち、592,637円は、調査の結果、平成25年度及び平成28年度に生じたものであり、その内訳について、124,153円は水道事業会計、468,485円は病院事業会計に対する平成25年度中の確定負担金還付処理が未済のまま繰越されていたものでした。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>また、平成28年度の病院事業会計からの概算負担金5,360,105円の受入時に端数調整を誤り5,360,104円で受け入れていたことにより、△1円の残高が生じていたことが判明したため、令和6年3月までに水道事業会計に124,153円、病院事業会計には468,485円から1円を減額調整した468,484円を払い出すことで残高はなくなり、不明金は生じていないことを確認しました。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 所管課等における個別管理簿及びマニュアル等の整備について</p> <p>歳計外現金の中には、取扱件数が少なく、財務会計システムによって、受入れ及び払出しの相手方の特定や、受入額、払出額、残高の内訳を適正に管理することができる科目も認められる。更に、これらの科目であっても、徴収簿等を整備し、適正に受払状況を管理している所管課等も確認された。</p> <p>一方で、財務会計システムによる管理が困難な科目においては、未収及び未払の状況、受払額と残高の整合性について別途管理するとともに、適正な事務処理や引継のためにはマニュアル等の整備が欠かせない。</p> <p>しかし、今回の調査において、受払状況等の把握・確認が行われておらず、マニュアルも整備されていない科目が多く見受けられ、特に個別調査の対象とした科目においては一部を除いてマニュアルが整備されておらず、結果として、受払いを行うべき科目の誤りや払出しの遅延、受払額の不一致、内訳不明金等が生じるに至っている。</p> <p>このため、これらの科目（現在使用されていない科目を除く。）にあっては、それぞれの歳計外現金の出納及び保管の状況に応じた個別管理簿等を整備し、受入状況や払出期日、受払額の整合性、残高の内訳など、歳計外現金の適正な管理を徹底するとともに、業務の健全性や透明性の確保及び業務の効率化を図るため、出納の事務処理や残高確認に関するマニュアルを整備し、組織内において、それらを共有するなどにより、受払いや残高確認に係る適正な事務執行体制を確立されたい。</p>	<p>【給与等整理保管金 共済組合掛金・負担金（職員課分）】</p> <p>【給与等整理保管金 共済組合掛金・負担金（納付書用・職員課）】</p> <p>【給与等整理保管金 共済償還金】</p> <p>【給与等整理保管金 共済償還金（納付書用）】</p> <p>【給与等整理保管金 財形貯蓄】</p> <p>【給与等整理保管金 その他共済組合費】</p> <p>【給与等整理保管金 その他共済組合費（納付書用）】</p> <p>【給与等整理保管金 社会保険料】</p> <p>【給与等整理保管金 雇用保険料】</p> <p>【給与等整理保管金 雇用保険料（納付書用）】</p> <p>【その他保管金 地方公務員災害補償基金】</p> <p>【その他保管金 地方公務員災害補償基金（納付書用）】</p> <p>会計室が策定した「会計事務の手引き（歳入歳出外現金編）」に即し、歳計外現金個別管理簿を作成し、毎回の受払額の整合を確認するとともに、受払差額が生じた場合にも、速やかに確認の上、内訳や払出時期を管理し不明残高が生じないよう適正な残高管理を徹底するようにしました。</p> <p>また、課内において担当者の変更に伴う事務処理の遺漏や過誤が生じないように事務引継ぎの円滑化及び再発防止を図るための歳計外現金における事務処理マニュアルを令和6年1月に整備しました。</p>



### 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	財政部 税務課
監査の種類	令和4年度 行政監査（4監第97号 令和5年2月22日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和6年1月12日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
<p>4 受払額の整合について</p> <p>令和3年度中の受払いについて、本来の受払いを行うべき歳計外科目とは異なる科目で歳計外現金の受払いを行い、受払額の整合を図るための収入更正等の必要な措置を講じていないため受払額が一致しない事例や、受払額の整合を図るための措置を年度末などに一括で行っている事例、受払額に生じる差額を把握・管理していないため受払額の整合を確認することができない事例などが認められた。</p>	令和6年 1月12日
<p>5 残高の確認及び不明金の特定について</p> <p>残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消されないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。</p>	令和6年 1月12日
意見又は要望とする事項	
<p>1 所管課等における個別管理簿及びマニュアル等の整備について</p>	令和6年 1月12日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>4 受払額の整合について</p> <p>令和3年度中の受払いについて、本来の受払いを行うべき歳計外科目とは異なる科目で歳計外現金の受払いを行い、受払額の整合を図るための収入更正等の必要な措置を講じていないため受払額が一致しない事例や、受払額の整合を図るための措置を年度末などに一括で行っている事例、受払額に生じる差額を把握・管理していないため受払額の整合を確認することができない事例などが認められた。</p> <p>については、受払額が不一致となっている場合は、不一致の原因を調査し、特定された原因に応じ、受払額及び残高の一致が図られるよう必要な措置を講じることはもとより、受払額に生じる差額を把握・管理していない科目や、年度末に一括して処理しているなどの受払額の整合が適時に図られていない科目にあっては、受払状況が常時適正に把握・管理されるよう事務を見直すこと。</p>	<p>【税システム分保管金 市民税・県民税徴収金】</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>個人の県民税は、市民税と併せて市が賦課徴収することとなっております。徴収した税は、一時「歳入歳出外現金」として保管し、受入月の翌月に県民税分を県へ払い込み、残りは市民税分として市の歳入に振り替えております。</p> <p>市民税・県民税は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「税情報システム」：納税義務者単位に収入状況を管理するもの</li> <li>・ 「財務会計システム」：実際の現金の流れを管理するもの</li> </ul> <p>の2つのシステムで収入等を管理しておりますが、このうち「財務会計システム」で管理している受入額は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日々、現金徴収した金額 から</li> <li>・ 納税者が、指定金融機関窓口で現金として受け取った還付金分</li> </ul> <p>を差し引いた金額となっております。</p> <p>（市税の過誤納還付金は、当該市税の収入金から立て替えて支出することができる旨規定されており（繰替払）、指定金融機関から市へは、繰替払後の現金が入金されます）</p> <p>一方、歳計外現金科目【市民税・県民税徴収金】で受け入れた現金を、県へ払い込んだり市歳入へ振り替えたりする際の算定根拠は、「税情報システム」上で集約した数値を用いており、繰替払分を考慮しておりません。</p> <p>このため、2つのシステムで集約される数字には毎月差異が生じることから、最終的に差異を一致させる作業が必要となりますが、この調整作業は、年に一回、出納閉鎖後に実施し、決算処理を行ってきました。</p> <p>当課はこれまで、「納税義務者単位の収納管理」については、地方税法等の関係法令に基づき誤りなく実施してきたとろですが、「歳計外現金の受払」については、毎月具体的に精査す</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>る機会を確保していなかった面も認められることから、今般の指摘事項に至ったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>上記により、令和4年度までの受払額の整合性が図られていることを正確に確認することは困難な状況となっています。</p> <p>このため、令和6年2月を目途として、受払額の不整合や残高の不一致を防止するため、次のとおり事務の見直しを行います。</p> <p>① 不明金の特定を目的とし、新たに歳計外科目を設定します。</p> <p>そのうえで、新たな科目の中で受入・払出を行い、受払残高が生じないように管理していきます。</p> <p>② これまで「税情報システム」上で集約した数値を用いて、「県への払い込み」や「市歳入への公金振替」を実施してきましたが、今後は毎月、「税情報システム」の数字と「財務会計システム」の数字を突合せながら、「実際の現金の動き」に合わせた形で処理を行っていきます。</p> <p>③ 毎月、還付状況（繰替払、未還付等）や、他科目からの受入状況等を適切に管理していくため、電算会社から出力される帳票のみならず、別途、当課においても、データを作成・管理することとし、それぞれの帳票・データについて、毎月照合する体制を整備します。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>5 残高の確認及び不明金の特定について</p> <p>個別調査を行った歳計外科目において、一部では残高内訳の判明した事例が見受けられたが、多くは残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消されないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。</p> <p>このため、早急に未収及び未払の有無や不一致の原因を調査・究明し、特定された原因に応じ、残高とその内訳が一致するよう必要な措置を講じること。</p> <p>また、未収及び未払の有無の確認や不一致の原因究明が困難な場合には、不明金を特定した上で、不明金の受払いに係る消滅時効等を踏まえ、関係者及び庁内関係部署と十分な協議を行い、必要な対応を講じること。</p>	<p>【住民税整理保管金 債権差押】</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>債権差押により取立てた現金は、差押対象者の滞納市税等に充当するまで、一時的に「歳計外現金」として保管しておくものであります。</p> <p>本来であれば、「差押による取立て金額（受入額）」と「滞納市税等への充当金額（完納等により還付となるものも含む（払出額）」は一致し、残高は生じないものですが、当該歳計外現金については個別管理簿が整備されていなかったこと等の理由により、受払額が一致せず、残高が発生しておりました。</p> <p>また、当該歳計外現金科目へは常時入金があり、かつ、払い出しまでにタイムラグがあるという性質上、科目内へは常に残額が存在している状況があることから、これまで残額の内容について具体的に精査する機会を確保せず、今般ご指摘のあった状況が発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今回、「電算上（財務会計システム上）の記録が残り」、かつ、「文書上でも記録が残っている」年度分（平成 29 年度分）まで遡って、一件ずつ調査・照合を行いました。</p> <p>残高のうち、「特定できたもの」と、「追跡できなかったもの」の内訳は次のとおりです。</p> <p>◎ 令和 3 年度末時点における歳計外現金残高 22, 007, 146円（A）</p> <p>○ うち、年度が明けてから（令和 4 年度に入ってから）公金振替等の払出処理を行ったもの 14, 507, 852円（B）</p> <p>○ うち、「過去、公金振替の処理が漏れていた」ことが判明したもの 5, 776, 685円（C）</p> <p>○ 追跡できなかったもの <math>A - (B + C) = 1, 722, 609</math>円（D）</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>過去に一件（令和元年5月）、「公金振替漏れ」があったことを特定しました。</p> <p>なお、平成29年度から現在に至るまでの期間において、前述以外に処理漏れは無かったことを確認済であります。</p> <p>また、平成28年度分以前については、一部データ等が欠落しており、追跡調査が困難でありましたが、これまで、債権差押に伴う入金に関し差押対象者から充当漏れや還付漏れに係る問合せ等の事実は一切無く、前述の「D（追跡できなかったもの）」については、「平成28年度以前の公金振替処理漏れ」分である可能性が極めて高いものと判断されます。</p> <p>したがいまして、前述の</p> <p>C：公金振替処理漏れと特定したもの 5,776,685円</p> <p>D：公金振替処理漏れの可能性が高いと判断されるもの 1,722,609円</p> <p>につきましては、今後あらためて歳計外科目【市民税・県民税徴収金】に振替処理を行うことといたしました。（当該処理については、令和5年12月に決定し、本年1月中に実施予定としております。）</p> <p>なお、前述の金額を公金振替処理することについては、事前に市の顧問弁護士へ相談を行い、「収入の発生根拠が債権差押によるものであることが明らかであり、通例に従って処理を行うのであれば、法令上問題とはならない」旨を確認済です。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 所管課等における個別管理簿及びマニュアル等の整備について</p> <p>歳計外現金の中には、取扱件数が少なく、財務会計システムによって、受入れ及び払出しの相手方の特定や、受入額、払出額、残高の内訳を適正に管理することができる科目も認められる。更に、これらの科目であっても、徴収簿等を整備し、適正に受払状況を管理している所管課等も確認された。</p> <p>一方で、財務会計システムによる管理が困難な科目においては、未収及び未払の状況、受払額と残高の整合性について別途管理するとともに、適正な事務処理や引継のためにはマニュアル等の整備が欠かせない。</p> <p>しかし、今回の調査において、受払状況等の把握・確認が行われておらず、マニュアルも整備されていない科目が多く見受けられ、特に個別調査の対象とした科目においては一部を除いてマニュアルが整備されておらず、結果として、受払いを行うべき科目の誤りや払出しの遅延、受払額の不一致、内訳不明金等が生じるに至っている。</p> <p>このため、これらの科目（現在使用されていない科目を除く。）にあつては、それぞれの歳計外現金の出納及び保管の状況に応じた個別管理簿等を整備し、受入状況や払出期日、受払額の整合性、残高の内訳など、歳計外現金の適正な管理を徹底するとともに、業務の健全性や透明性の確保及び業務の効率化を図るため、出納の事務処理や残高確認に関するマニュアルを整備し、組織内において、それらを共有するなどにより、受払いや残高確認に係る適正な事務執行体制を確立されたい。</p>	<p><b>【税システム分保管金 市民税・県民税徴収金】</b></p> <p>歳計外現金（市民税・県民税徴収金）に係る事務取扱マニュアルを令和5年12月に作成しました。</p> <p>また、残高内訳を管理するための個別管理簿を作成し、受入状況と払出状況の整合を図っていくこととしました。</p> <p>なお、管理簿のデータは、課の共有フォルダ内に保管・保存し、組織的に情報を共有していくこととします。</p> <p><b>【住民税整理保管金 競売配当金】</b></p> <p>歳計外現金（競売配当金、債権差押等）に係る事務取扱マニュアルを令和5年12月に作成しました。</p> <p>また、残高内訳を管理するための個別管理簿を作成し、受入状況と払出状況の整合を図っていくこととしました。</p> <p>なお、管理簿のデータは、課の共有フォルダ内に保管・保存し、組織的に情報を共有していくこととします。</p> <p><b>【住民税整理保管金 債権差押】</b></p> <p>歳計外現金（競売配当金、債権差押等）に係る事務取扱マニュアルを令和5年12月に作成しました。</p> <p>また、残高内訳を管理するための個別管理簿を作成し、受入状況と払出状況の整合を図っていくこととしました。</p> <p>なお、管理簿のデータは、課の共有フォルダ内に保管・保存し、組織的に情報を共有していくこととします。</p>

### 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	保健福祉部 障がい福祉課
監査の種類	令和4年度 行政監査（4監第97号 令和5年2月22日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和6年1月10日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
<p>4 受払額の整合について</p> <p>令和3年度中の受払いについて、本来の受払いを行うべき歳計外科目とは異なる科目で歳計外現金の受払いを行い、受払額の整合を図るための収入更正等の必要な措置を講じていないため受払額が一致しない事例や、受払額の整合を図るための措置を年度末などに一括で行っている事例、受払額に生じる差額を把握・管理していないため受払額の整合を確認することができない事例などが認められた。</p>	令和6年 1月10日
<p>5 残高の確認及び不明金の特定について</p> <p>残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消されないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。</p>	令和6年 1月10日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>4 受払額の整合について</p> <p>令和3年度中の受払いについて、本来の受払いを行うべき歳計外科目とは異なる科目で歳計外現金の受払いを行い、受払額の整合を図るための収入更正等の必要な措置を講じていないため受払額が一致しない事例や、受払額の整合を図るための措置を年度末などに一括で行っている事例、受払額に生じる差額を把握・管理していないため受払額の整合を確認することができない事例などが認められた。</p> <p>については、受払額が不一致となっている場合は、不一致の原因を調査し、特定された原因に応じ、受払額及び残高の一致が図られるよう必要な措置を講じることはもとより、受払額に生じる差額を把握・管理していない科目や、年度末に一括して処理しているなどの受払額の整合が適時に図られていない科目にあっては、受払状況が常時適正に把握・管理されるよう事務を見直すこと。</p>	<p><b>【その他保管金 心身障害者扶養共済金】</b> 〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>福島県心身障害者扶養共済制度の加入者が支払う掛金を市の歳計外科目に一時保管し、毎月送付される納付書により県に納入する事務を担っており、加入者の掛金納付状況については、当課職員が各地区保健福祉センターから毎月口頭で確認した上で、県に納付しておりますが、加入者ごとに納付時期が異なり、複数月分の掛金を前納するケースもあることから、県への支払い時に残高の内訳を適正に把握できている状況とはなっておらず、受払額の不一致が発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>地区保健福祉センターで管理する「掛金払込状況データ」及び当課で管理する「掛金振込者データ」と、財務会計システムから出力した「歳計外・基金受払整理簿」を照合させ、内訳の不一致を調査しました。</p> <p>令和4年度から遡って平成29年度まで調査した結果、この間、受払額に生じていた差額190,205円については、令和5年4月支払分であることから、不一致は生じていなかったことを確認しました。</p> <p>平成28年度以前については、数か所の地区保健福祉センターでデータが保存されておらず、「歳計外・基金受払整理簿」の収入済額の内訳を特定することが困難となりました。</p> <p>令和5年度からの事務処理については、受入れ状況と払出しの整合を図り、残高の内訳を管理するための「受払管理簿」を部の共有フォルダ内に整備し、納付者、納付金額及び納付日について情報を共有するとともに、当課の事務担当者が「受払管理簿」とシステムから出力した「歳計外・基金受払整理簿」との照合を行った上で払出しを行うこととし、不明金を生じさせない体制を整えました。</p>



是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>5 残高の確認及び不明金の特定について</p> <p>個別調査を行った歳計外科目において、一部では残高内訳の判明した事例が見受けられたが、多くは残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消されないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。</p> <p>このため、早急に未収及び未払の有無や不一致の原因を調査・究明し、特定された原因に応じ、残高とその内訳が一致するよう必要な措置を講じること。</p> <p>また、未収及び未払の有無の確認や不一致の原因究明が困難な場合には、不明金を特定した上で、不明金の受払いに係る消滅時効等を踏まえ、関係者及び庁内関係部署と十分な協議を行い、必要な対応を講じること。</p>	<p><b>【給与等整理保管金 特別徴収住民税】</b> 〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>障がい福祉課で雇用していた嘱託職員の賃金から控除した特別徴収住民税を歳計外科目で受け入れ、当該職員が住所を有する市町村に払い出す処理を令和元年度まで行っておりましたが、受払状況を正確に把握するための管理を行ってこなかったことにより、受払額に不一致が生じたタイミングで修正できず、平成24年度以前から現在まで残高として繰越されてきたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>財務会計システムから出力した「歳計外・基金受払整理簿」と課に残っていた毎月の「給与明細データ」を照合させ、内訳の不一致を調査しましたが、平成23年度以前の記録が確認できないことから、内訳の特定には至りませんでした。</p> <p>当該科目は、令和2年度より事務処理の変更により使用されておらず、未納分も生じていないことから、現時点の残高である27,700円を不明金と特定しました。</p> <p>不明金27,700円については、庁内関係部署との協議及び顧問弁護士とも相談の上、歳計外現金から一般会計の歳入科目に繰入れすることとして事務処理を進めているところであり、令和6年3月までに歳計外現金から一般会計への公金振替を行う予定です。</p> <p><b>【その他保管金 心身障害者扶養共済金】</b> 〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>4に記載した理由から、残高内訳の特定が困難な状況となったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>残高内訳に係る調査結果は4に記載のとおりであり、令和5年度の掛金については、すべて収入済額と掛金払込額の整合が図られていること及び県への掛金の未納分は生じていな</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>いことから、令和4年度から令和5年度への繰越金額221,760円のうち、令和5年3月分の県への納入額190,205円を差し引いた31,555円が内訳の特定できない不明金となります。</p> <p>不明金31,555円については、関係部署との協議及び顧問弁護士への相談を踏まえて、一般会計の歳入に繰入れすることとして事務処理を進めているところであり、令和6年3月までに歳計外現金から一般会計への公金振替を行う予定です。</p>

### 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	産業振興部 公営競技事務所事業課
監査の種類	令和4年度 行政監査（4監第97号 令和5年2月22日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和6年1月10日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
5 残高の確認及び不明金の特定について 残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消されないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。	令和6年 1月10日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>5 残高の確認及び不明金の特定について</p> <p>個別調査を行った歳計外科目において、一部では残高内訳の判明した事例が見受けられたが、多くは残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消されないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。</p> <p>このため、早急に未収及び未払の有無や不一致の原因を調査・究明し、特定された原因に応じ、残高とその内訳が一致するよう必要な措置を講じること。</p> <p>また、未収及び未払の有無の確認や不一致の原因究明が困難な場合には、不明金を特定した上で、不明金の受払いに係る消滅時効等を踏まえ、関係者及び庁内関係部署と十分な協議を行い、必要な対応を講じること。</p>	<p>【歳計外科目名称（款・項）】</p> <p>所得税整理保管金 報酬等源泉所得税</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>いわき平競輪場で開催されたレースにおいて、選手等に対して支払う賞金及び指導員報酬から源泉徴収した所得税を受け入れ、税務署に納付するものでありますが、調査の結果、平成24年度時点で既に原因不明の残高が生じており、平成24年度当初時点で3,006,578円の不一致が生じております。</p> <p>未払いの原因として、「税務署への納付漏れ」又は「源泉徴収が過大に行われ本人に返還されないまま保管している」などが推測されますが、原因究明に至っておりません。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>このたびの指摘に基づき、確認できる平成24年度まで遡り、文書保存されていた関係書類等の精査、過去に在籍していた職員からの聴取調査を実施したところ、平成24年度時点で既に原因不明の残金が存在していたことは確認できましたが、その発生理由については判明しませんでした。</p> <p>このことから、市顧問弁護士に対し、今後の処理対応策について相談したところ、国税徴収法通則法に基づく消滅時効が成立しており、競輪特別会計の雑入へ繰入れするほかないとの見解が示されました。</p> <p>これらを踏まえ、令和5年12月25日付で不明金3,006,578円について競輪特別会計の雑入へ繰入れすることを決定し、令和6年1月中に公金振替を行う予定としています。</p> <p>今後の再発防止策につきましては、会計室作成の「歳計外現金個別管理簿」を使用し、受払の内訳や残高の把握、及び、管理に努めるとともに、複数人による確認を行って参ります。</p>

## 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	土木部 住宅営繕課
監査の種類	令和4年度 行政監査（4監第97号 令和5年2月22日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和6年1月12日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
5 残高の確認及び不明金の特定について 残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消されないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。	令和6年 1月12日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>5 残高の確認及び不明金の特定について</p> <p>個別調査を行った歳計外科目において、一部では残高内訳の判明した事例が見受けられたが、多くは残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消されないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。</p> <p>このため、早急に未収及び未払の有無や不一致の原因を調査・究明し、特定された原因に応じ、残高とその内訳が一致するよう必要な措置を講じること。</p> <p>また、未収及び未払の有無の確認や不一致の原因究明が困難な場合には、不明金を特定した上で、不明金の受払いに係る消滅時効等を踏まえ、関係者及び庁内関係部署と十分な協議を行い、必要な対応を講じること。</p>	<p><b>【公営住宅敷金 市営住宅敷金(住宅営繕課)】</b> 〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>歳計外現金として保管する市営住宅敷金について、財務会計システムにおける残高と市営住宅徴収簿管理システムにおいて管理する敷金の残高に差異が生じていたことから、現存する記録により調査した結果、平成29年度から令和3年度までの直近5年間における敷金の受入と支払は正確に行われていることを確認しましたが、平成28年度以前の退去関係書類等が現存しておらず、差額が生じている原因を特定することはできませんでした。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>現市営住宅入居者の敷金納付額について、敷金納付領収書の写し等に記載されている納付金額と市営住宅徴収簿管理システムで管理する敷金管理額を突合した結果、その差額である3,215,045円が不明金であると特定せざるを得ないものと判断しました。</p> <p>当該不明金については、庁内関係部署との協議及び顧問弁護士との相談を踏まえて、歳計外現金から一般会計の歳入に繰入れすることとして事務処理を進めているところであり、令和6年3月までに歳計外現金から一般会計への公金振替を行う予定です。</p>

### 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	教育委員会事務局 教育政策課
監査の種類	令和4年度 行政監査（4監第97号 令和5年2月22日報告）
報告者	いわき市教育委員会教育長
報告を受けた日	令和6年1月11日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
<p>4 受払額の整合について</p> <p>令和3年度中の受払いについて、本来の受払いを行うべき歳計外科目とは異なる科目で歳計外現金の受払いを行い、受払額の整合を図るための収入更正等の必要な措置を講じていないため受払額が一致しない事例や、受払額の整合を図るための措置を年度末などに一括で行っている事例、受払額に生じる差額を把握・管理していないため受払額の整合を確認することができない事例などが認められた。</p>	令和6年 1月11日
<p>5 残高の確認及び不明金の特定について</p> <p>個別調査を行った歳計外科目において、一部では残高内訳の判明した事例が見受けられたが、多くは残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消されないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。</p>	令和6年 1月11日
意見又は要望とする事項	
<p>1 所管課等における個別管理簿及びマニュアル等の整備について</p>	令和6年 1月11日

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>4 受払額の整合について</p> <p>令和3年度中の受払いについて、本来の受払いを行うべき歳計外科目とは異なる科目で歳計外現金の受払いを行い、受払額の整合を図るための収入更正等の必要な措置を講じていないため受払額が一致しない事例や、受払額の整合を図るための措置を年度末などに一括で行っている事例、受払額に生じる差額を把握・管理していないため受払額の整合を確認することができない事例などが認められた。</p> <p>については、受払額が不一致となっている場合は、不一致の原因を調査し、特定された原因に応じ、受払額及び残高の一致が図られるよう必要な措置を講じることはもとより、受払額に生じる差額を把握・管理していない科目や、年度末に一括して処理しているなどの受払額の整合が適時に図られていない科目にあっては、受払状況が常時適正に把握・管理されるよう事務を見直すこと。</p>	<p>【給与等整理保管金 社会保険料(教育委員会分)】</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>当課においては、給与等から控除する個人負担分及び事業主負担分の社会保険料を適正な計算の下、算出し、職員課所管の歳計外科目「給与等整理保管金 社会保険料」から公金振替により受け入れています。後日、日本年金機構から発出される「納入告知書」には内訳が添付されておらず、金額に差が生じていても確認する術がないことから、不一致が生じているものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>受払額の不一致については、会計室から提供されたデータと当課所有の各種資料等を突合し調査を進めましたが、「納入告知書」における保険料請求の内訳が確認できなかったため、不一致の原因の特定には至りませんでした。</p> <p>今後は、毎月、「納入告知書」が発出される前に平年金事務所へ照会を行い、当月の請求額を確認するとともに、同事務所より、被保険者資格得喪者等に係る保険料増減の前月比を記した「保険料増減内訳書」を取得し、被保険者の異動等について突合した上で職員課からの公金振替を受け入れることにより、受払額を適正に管理していくこととしたところです。</p>



是正改善を要する事項	措置した内容
<p>5 残高の確認及び不明金の特定について</p> <p>個別調査を行った歳計外科目において、一部では残高内訳の判明した事例が見受けられたが、多くは残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消されないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。</p> <p>このため、早急に未収及び未払の有無や不一致の原因を調査・究明し、特定された原因に応じ、残高とその内訳が一致するよう必要な措置を講じること。</p> <p>また、未収及び未払の有無の確認や不一致の原因究明が困難な場合には、不明金を特定した上で、不明金の受払いに係る消滅時効等を踏まえ、関係者及び庁内関係部署と十分な協議を行い、必要な対応を講じること。</p>	<p>【給与等整理保管金 社会保険料(教育委員会分)】</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>当課においては、給与等から控除する個人負担分及び事業主負担分の社会保険料を適正な計算の下、算出し受け入れています。後日、日本年金機構から発出される「納入告知書」には内訳が添付されておらず、金額に差が生じていても確認する術がなく、その差額の累積が不明金となったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>残高における不明金については、長期間にわたる受払額の不一致によって生じた差額の累積であり、会計室提供データ及び当課所有データ等の突合により調査を進めましたが、「納入告知書」における保険料請求の内訳が確認できなかったため、不明金の内訳の特定には至りませんでした。</p> <p>については、「納入告知書」の請求額が誤っていない前提においては、職員課からの公金振替による受入額に不一致があったものと考えられることから、職員課と協議のうえ、令和5年10月末時点の残高1,208,098円について、令和6年1月5日に、当該受入額の払出元である職員課の歳計外科目「給与等整理保管金 社会保険料」へ公金振替により戻入したところです。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 所管課等における個別管理簿及びマニュアル等の整備について</p> <p>歳計外現金の中には、取扱件数が少なく、財務会計システムによって、受入れ及び払出しの相手方の特定や、受入額、払出額、残高の内訳を適正に管理することができる科目も認められる。更に、これらの科目であっても、徴収簿等を整備し、適正に受払状況を管理している所管課等も確認された。</p> <p>一方で、財務会計システムによる管理が困難な科目においては、未収及び未払の状況、受払額と残高の整合性について別途管理するとともに、適正な事務処理や引継のためにはマニュアル等の整備が欠かせない。</p> <p>しかし、今回の調査において、受払状況等の把握・確認が行われておらず、マニュアルも整備されていない科目が多く見受けられ、特に個別調査の対象とした科目においては一部を除いてマニュアルが整備されておらず、結果として、受払いを行うべき科目の誤りや払出しの遅延、受払額の不一致、内訳不明金等が生じるに至っている。</p> <p>このため、これらの科目（現在使用されていない科目を除く。）にあつては、それぞれの歳計外現金の出納及び保管の状況に応じた個別管理簿等を整備し、受入状況や払出期日、受払額の整合性、残高の内訳など、歳計外現金の適正な管理を徹底するとともに、業務の健全性や透明性の確保及び業務の効率化を図るため、出納の事務処理や残高確認に関するマニュアルを整備し、組織内において、それらを共有するなどにより、受払いや残高確認に係る適正な事務執行体制を確立されたい。</p>	<p>【給与等整理保管金 社会保険料(教育委員会分)】</p> <p>会計室で策定した「会計事務の手引き(歳入歳出外現金編)」における「歳計外・基金受払整理簿」を活用し、財務会計システムによって毎月の受払状況や残高の内訳等を随時把握することにより、受払額と残高の整合を図りながら、適正に管理していくこととしたところで</p> <p>また、職員課と協議のうえで、歳計外現金の受入から払出までの一連の事務の流れを整理し、適正な事務処理や引継のためのマニュアルを整備したところで</p>